

30) 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第一二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

調査区域における「都市緑地法」(昭和48年9月1日法律第72号)第12条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区の区域は存在していません。

31) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

調査区域の市町村のうち、愛知県及び三重県の一部の市町においては、「都市緑地法」第4条第1項に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)が策定されています。

「一宮市緑の基本計画」(令和2年6月、一宮市)では、「水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮」を基本理念とし、その実現に向けて施策の基本方針と成果指標を掲げています。また、一宮市全域を緑化重点地区として定めています。

「津島市緑の基本計画」(令和3年12月、津島市)では、「都市と田園、都市環境と自然環境が融合した“心地良い”空間を支える水と緑づくり」を基本理念とし、基本方針を定めています。

「稲沢市緑のマスタープラン」(令和2年3月、稲沢市)では、「健康的で快適な暮らしが実感できる個性豊かな緑のあるまち」を基本理念とし、緑のマスタープランの方向性を定めています。また、「緑の拠点連携エリア」、「山崎・サリオパーク祖父江周辺地区」、「矢合地区」、「須ヶ谷周辺地区」を緑の重点地区(緑化重点地区)として定めており、すべて調査区域に位置しています。

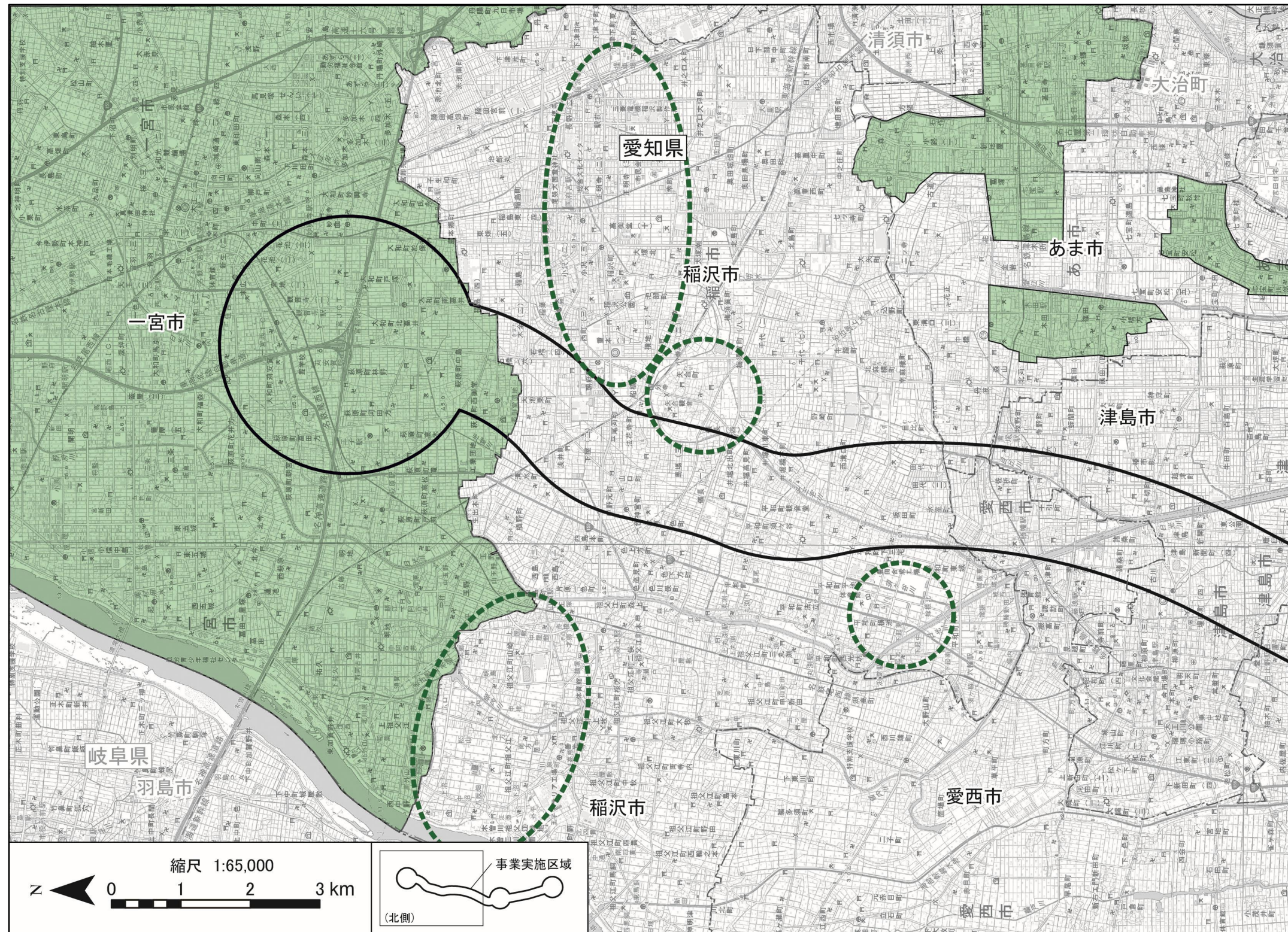
「愛西市緑の基本計画」(平成22年3月、愛西市)では、「水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい～多様な自然と人を和でつなぐ～」を緑の将来像とし、基本方針を定めています。

「あま市緑の基本計画」(令和4年3月、あま市)では、緑の都市づくりの指針として将来像に掲げられた「歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり」の実現に向けた基本的な方針を定めています。また、緑化重点地区を3地区定めています。

「蟹江町緑の基本計画」(令和3年3月、蟹江町)では、「蟹江町の歴史・文化・自然と調和した緑あふれる水郷都市づくり」を基本理念とし、基本方針を定めています。また、「町の中心地区」を緑化重点地区として定めており、調査区域に位置しています。

「桑名市緑の基本計画」(令和4年2月、桑名市)では、「みんなで奏でる『水と緑と歴史』のトライアングル～水と緑と歴史のハーモニー～」を将来像のテーマとして、基本方針を定めています。また、「中心市街地周辺地区」、「多度山・多度大社周辺地区」、「輪中の郷周辺地区」を緑化重点地区として定めており、「輪中の郷周辺地区」の1地区が調査区域に位置しています。

緑化重点地区の位置は図4-2-25に示すとおりです。



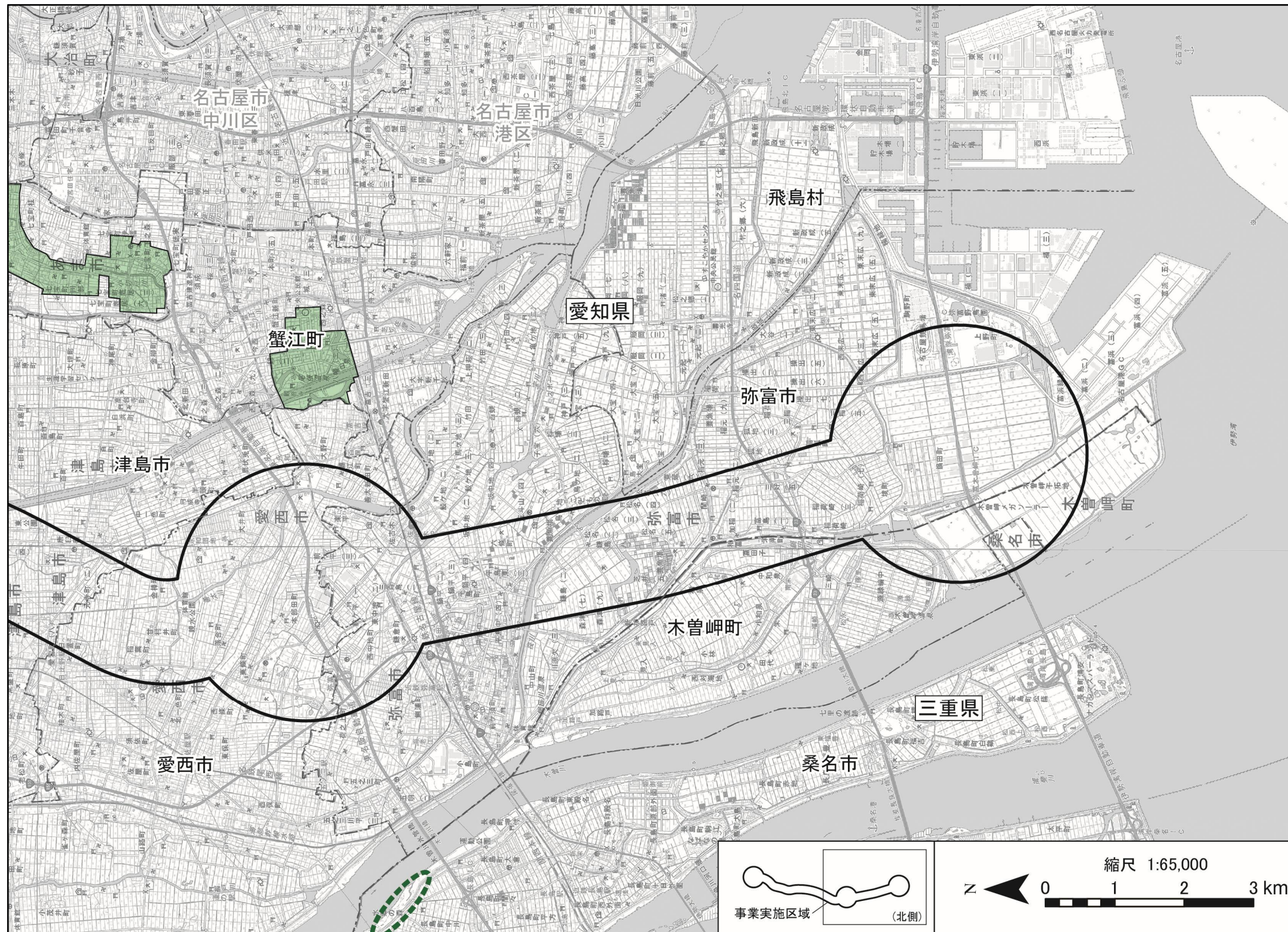
凡例

- 事業実施区域
- 県界
- 市町村界
- 緑化重点地区

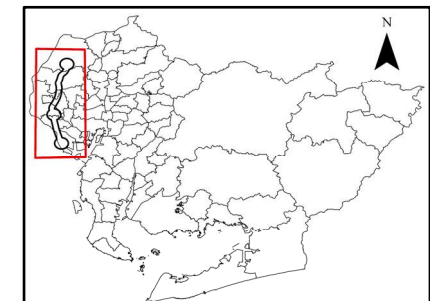
注) 出典で概ねの範囲のみが示されている地区については、点線で表示した。

- 出典：「一宮市緑の基本計画」（令和2年6月、一宮市）
「稲沢市緑のマスタープラン」（令和2年3月、稲沢市）
「あま市緑の基本計画」（令和4年3月、あま市）
「蟹江町緑の基本計画」（令和3年3月、蟹江町）
「桑名市緑の基本計画」（令和4年2月、桑名市）

図 4-2-25(1) 緑化重点地区位置図



- 凡例
- 事業実施区域
 - 県界
 - 市町村界
 - 緑化重点地区



注) 出典で概ねの範囲のみが示されている地区については、点線で表示した。

- 出典：「一宮市緑の基本計画」(令和2年6月、一宮市)
「稲沢市緑のマスタープラン」(令和2年3月、稲沢市)
「あま市緑の基本計画」(令和4年3月、あま市)
「蟹江町緑の基本計画」(令和3年3月、蟹江町)
「桑名市緑の基本計画」(令和4年2月、桑名市)

図 4-2-25(2) 緑化重点地区位置図

32) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

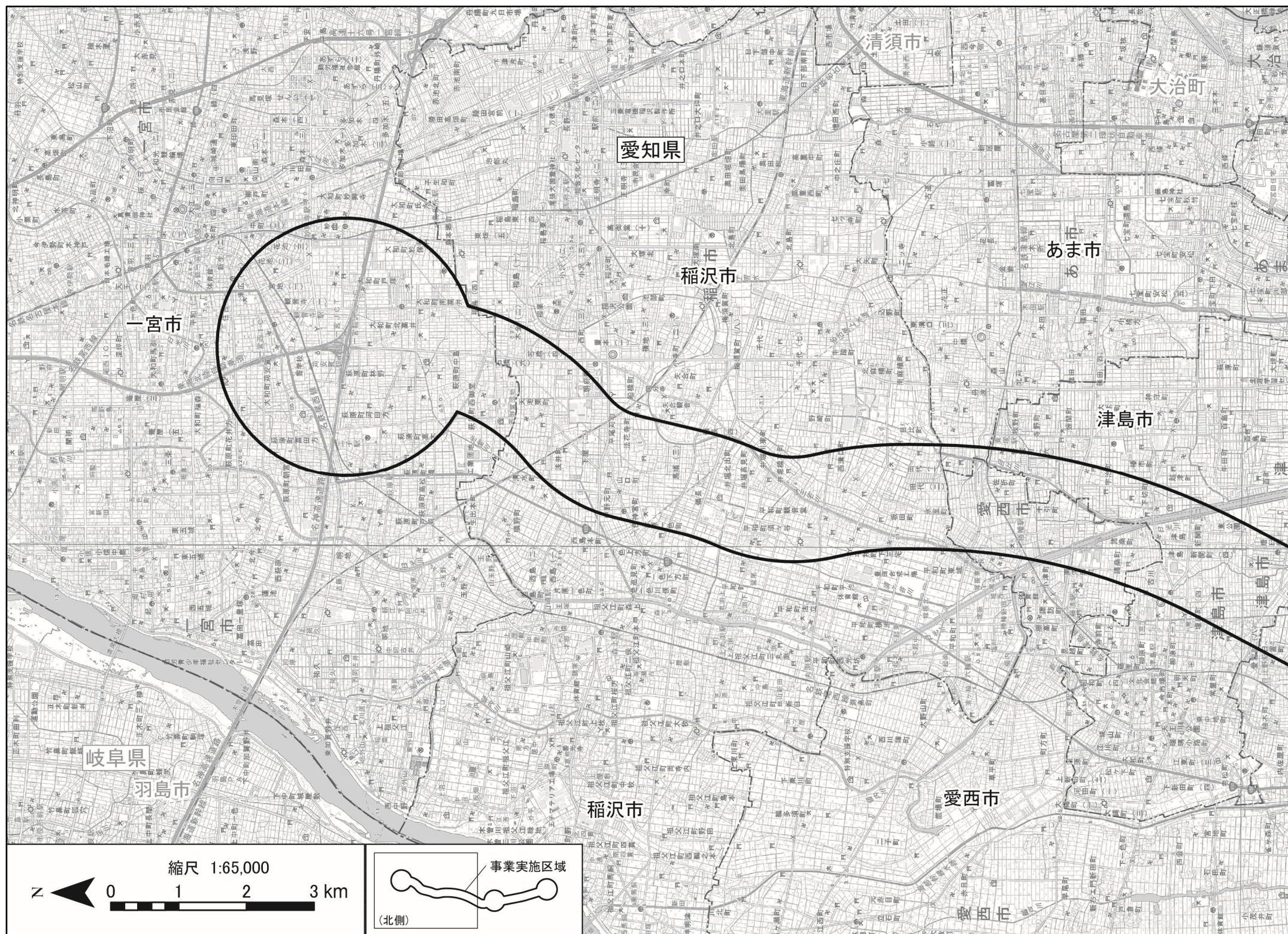
調査区域における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号）第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区は、表4-2-60及び図4-2-26に示すとおり、国指定藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区、弥富鳥獣保護区、木曾川中流鳥獣保護区（集団渡来地）の3箇所が存在しています。





弥富鳥獣保護区及び木曾川中流鳥獣保護区（集団渡来地）の一部が事業実施区域に位置していません。

表 4-2-60 鳥獣保護区

No.	県	市	名称	面積 (ha)	存続期間
1	愛知県	名古屋市、 飛島村	国指定藤前干潟鳥獣保護区	770	平成24年11月1日～ 令和14年10月31日
			国指定藤前干潟鳥獣保護区 特別保護地区	323	平成24年11月1日～ 令和14年10月31日
2		弥富市	弥富鳥獣保護区	216	令和4年11月1日～ 令和14年10月31日
3	三重県	木曾岬町	木曾川中流鳥獣保護区 〔集団渡来地〕	658	令和元年11月1日～ 令和11年10月31日

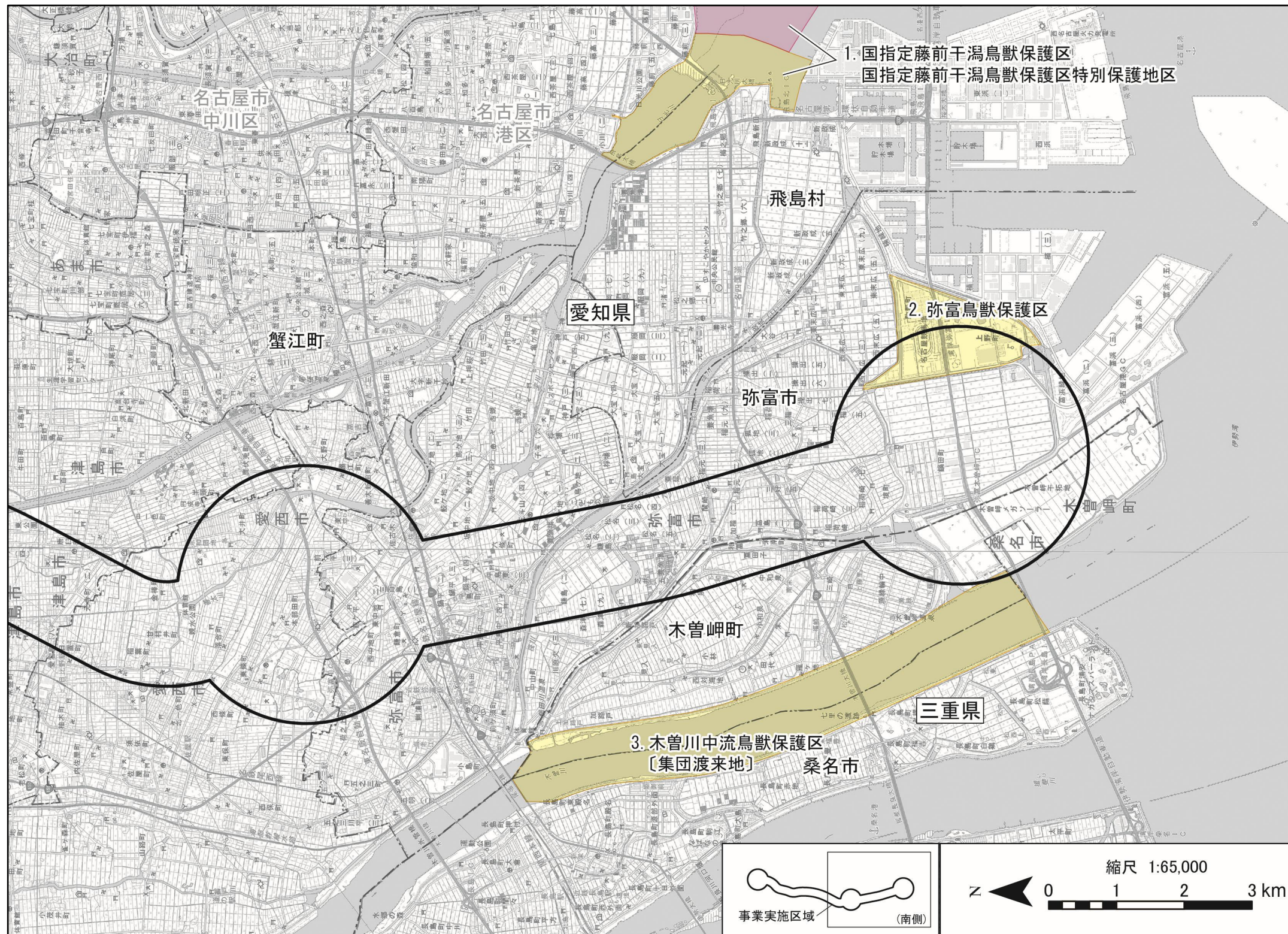
出典：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）
「令和7年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）



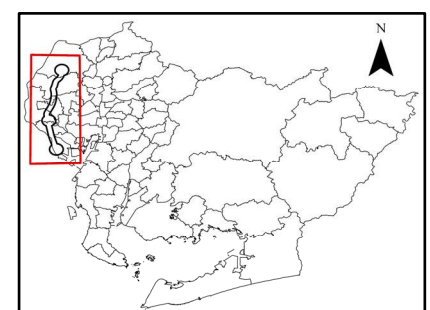
- 凡例
-  事業実施区域
 -  市町村界
 -  特別鳥獣保護区
 -  鳥獣保護区

出典：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）
「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

図 4-2-26(1) 鳥獣保護区位置図



- 凡例
- 事業実施区域
 - 市町村界
 - 特別鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区



出典：「あいちの環境 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県環境局ホームページ）
「令和5年度三重県鳥獣保護区等位置図」（三重県ホームページ）

図 4-2-26(2) 鳥獣保護区位置図

33) 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域

調査区域における「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定に基づく風致地区は、表4-2-61及び図4-2-27に示すとおり、津島神社風致地区及び天王川風致地区の2件が存在しています。事業実施区域に風致地区は存在していません。

表 4-2-61 風致地区

No.	県	市	名称	指定面積 (ha)
1	愛知県	津島市	津島神社風致地区	3.6
2			天王川風致地区	13.0

注)No. は図4-2-27に対応しています。

出典：「津島市 WEB 公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）

34) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）

調査区域のうち、愛知県一宮市、津島市及び三重県桑名市が「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）第8条第1項に基づく景観行政団体となっており、愛知県一宮市及び三重県桑名市では良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定しています。なお、津島市では、令和5年の景観行政団体への加入以降、景観計画策定に向けて検討を進めています。

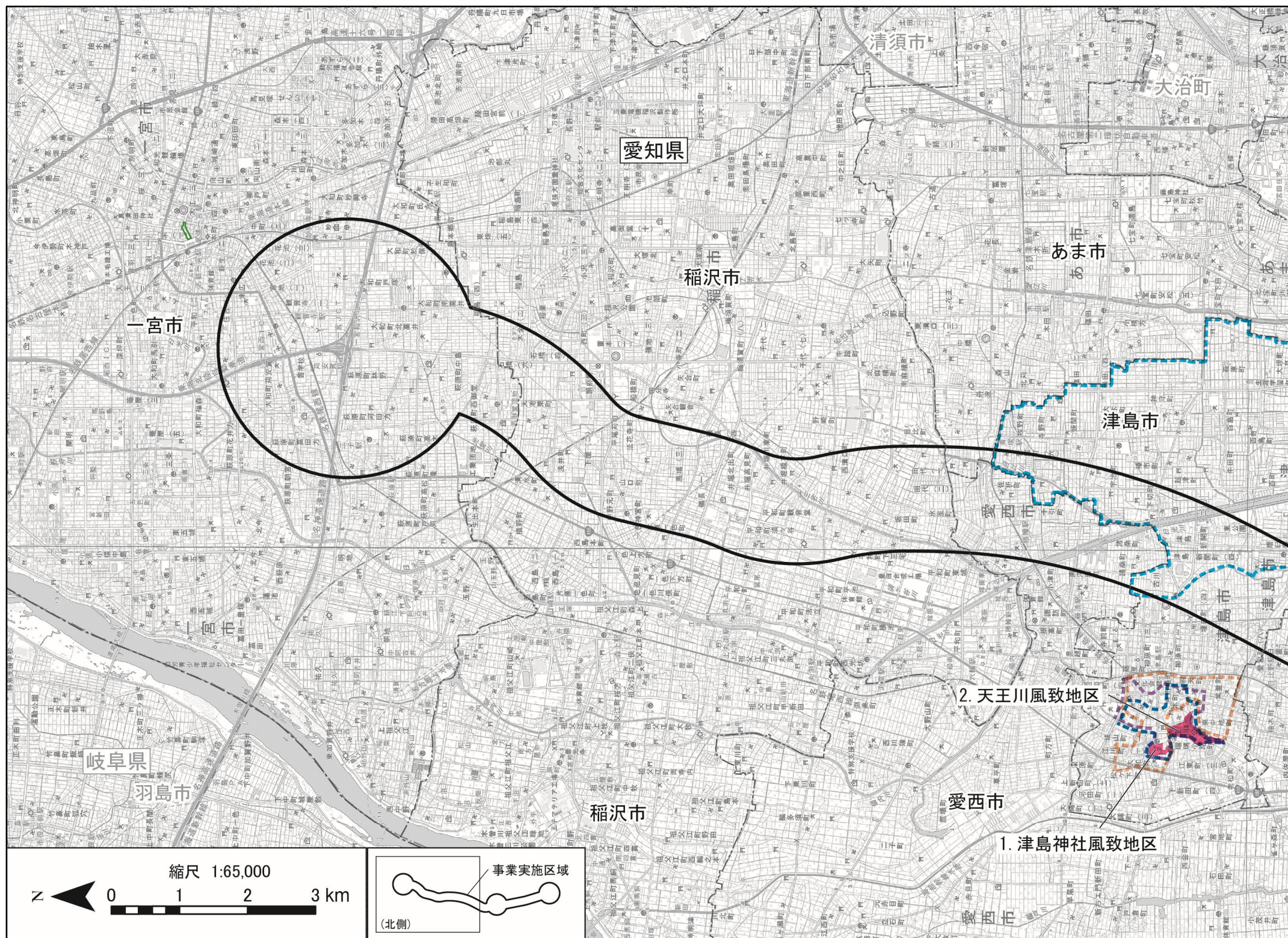
「一宮市景観基本計画」（令和3年4月、一宮市）では、「木曾川に育まれた中核都市として、自然・歴史・産業が一体となって活力と安らぎが感じられる都市景観づくり」を景観形成の基本理念とし、「中核都市としての中心性・彩り・にぎわい・顔のある景観づくり」等の5つの基本施策を定めています。また、銀座通り沿道を都市景観形成地区として定めています。なお、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定はありません。

「桑名市景観計画」（平成27年4月、桑名市）では、「コンパクトな都市構造を生かした水と緑と歴史の調和が美しい景観の形成」「水郷都市としての成り立ちを大切に景観の形成」「住民とともに地区の個性ある景観を守り、賑わいや活力を育む景観の形成」を基本目標とし、自然景観・歴史的景観・都市景観・眺望景観・心象景観についての基本方針を定めています。なお、景観形成地区、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定はありません。

35) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）

調査区域においては、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日法律第40号）第5条第1項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は、津島市で令和2年3月24日に策定されています。本計画において、維持向上すべき歴史的風致として「尾張津島天王祭にみる歴史的風致」「津島駅西地区の山車祭、石採祭にみる歴史的風致」「茶の湯文化にみる歴史的風致」「水の恵みにみる歴史的風致」の4つを挙げています。歴史的風致の位置図を図4-2-27に示します。

「水の恵みにみる歴史的風致」の一部が事業実施区域に位置しています。

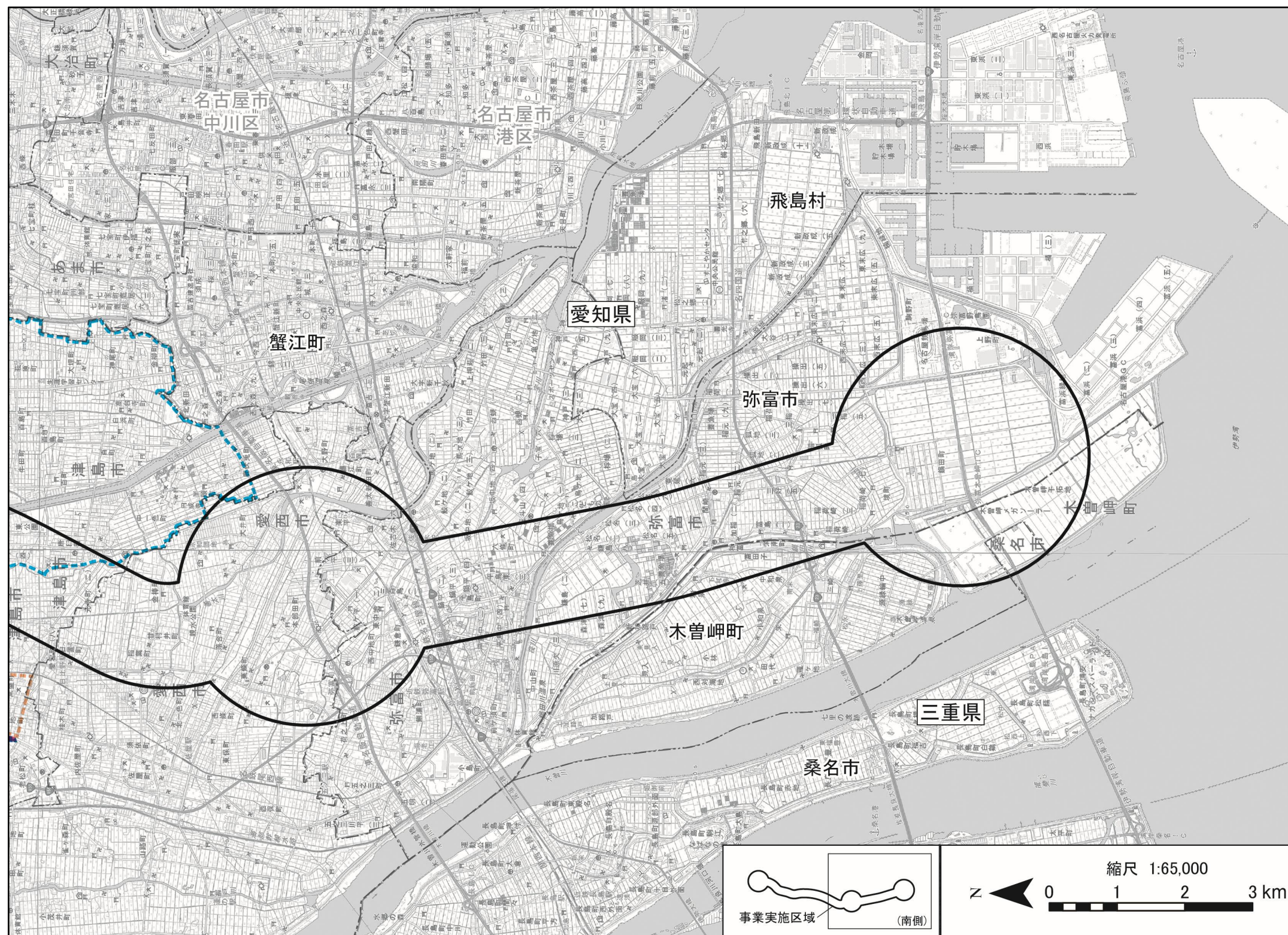


- 凡例
- 事業実施区域
 - 市町村界
 - 景観形成地区
 - 風致地区
- 歴史的風致
- 尾張津島天王祭にみる歴史的風致
 - 津島駅西地区の山車祭、石採祭に見る歴史的風致
 - 茶の湯文化に見る歴史的風致
 - 水の恵みに見る歴史的風致



出典：「銀座通り都市景観形成地区」（一宮市ホームページ）
「マップあいち(都市計画総括図(令和3年度版))」（愛知県ホームページ）
「津島市 WEB 公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）
「津島市歴史的風致維持向上計画について」（津島市ホームページ）

図 4-2-27(1) 景観形成地区、風致地区及び歴史的風致位置図



凡例

○ 事業実施区域

----- 市町村界

□ 景観形成地区

■ 風致地区

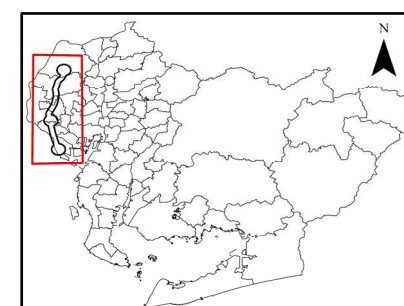
歴史的風致

■ 尾張津島天王祭にみる歴史的風致

■ 津島駅西地区の山車祭、石採祭に見る歴史的風致

■ 茶の湯文化に見る歴史的風致

■ 水の恵みに見る歴史的風致



出典：「銀座通り都市景観形成地区」（一宮市ホームページ）
「マップあいち(都市計画総括図(令和3年度版))」（愛知県ホームページ）
「津島市 WEB 公開型地理情報システム」（津島市ホームページ）
「津島市歴史的風致維持向上計画について」（津島市ホームページ）

図 4-2-27(2) 景観形成地区、風致地区及び歴史的風致位置図